

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯）	
	Eメールアドレス	

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、下記の申請者（リース事業者）にリース業者がご記入ください

申請者 (リース事業者)	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	(フリガナ)	
	名称	
	(フリガナ)	
	代表者職・氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 及び申請内訳額	補助対象設備	補助金申請額
	申請設備にチェックのうえ、 それぞれの申請額を 記載してください。	<input type="checkbox"/> 1 太陽光発電システム ( <input type="text"/>   <input type="text"/>   <input type="text"/> kW ) <small>小数第2位以下切捨て</small>
<input type="checkbox"/> 2 家庭用燃料電池システム (エネファーム)		円
<input type="checkbox"/> 3 定置用リチウムイオン蓄電システム		円
<input type="checkbox"/> 4-1 電気自動車 (太陽光及びV2H併設)		円
<input type="checkbox"/> 4-2 電気自動車 (太陽光のみ併設)		円
<input type="checkbox"/> 5-1 プラグインハイブリッド自動車 (太陽光及びV2H併設)		円
<input type="checkbox"/> 5-2 プラグインハイブリッド自動車 (太陽光のみ併設)		円
<input type="checkbox"/> 6 V2H充放電設備		円
<input type="checkbox"/> 7 集合住宅用充電設備		円
申請合計額		円
補助対象設備を設置する住宅 (該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築	
協力の義務に関する同意欄 (内容を確認のうえチェック)	<input type="checkbox"/> 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認 (設備や書類内容等)の実施要請があった場合は、これらに協力することに同意します (交付要綱第11条関係)。	

## 【口座情報】

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 （該当する種別にチェック）	
口座番号	※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。	
口座名義人 (カタカナ)		

## 【注意事項】

- ・申請期間は、補助金の予算に達した日または申請年度の2月末日（土・日・祝日を除く）のいずれか早い日までとなります。補助金予算は市HPをご確認ください。
- ・様式及び別紙（添付書類）の用紙は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・申請前に、添付書類が全て揃っているか必ずご確認ください。
- ・記載漏れがないようにしてください。
- ・同意欄にチェックがない場合は、書類の受理ができません。
- ・申請時に口座情報の記載も必須ですが、必ず補助金が交付されるわけではありません。予めご了承ください。
- ・申請者以外の口座名義では、交付できません。
- ・虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します（要綱第10条）。
- ・補助金申請額、申請合計額、口座情報について、訂正印での訂正が認められません。  
記入を誤った場合は、再度作成をお願いします。